

# 同一年内の事業用資産の買換特例 新たな届出が必要に

事業用資産の買換特例において、**同一年内**に事業用資産を譲渡し、新たな事業用資産を取得する場合、**令和6年4月1日より新たな届出の提出が必要**となっております。最初の期日は来月8月となっており、概要を以下に記載させていただきますのでご留意頂けますと幸いです。



## 新たな届出の概要（事業用資産の買換特例）

◆**対象者**：同一年内に譲渡資産の譲渡と買換資産の取得をした場合



◆**提出届出書**：特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書

◆**提出時期**：譲渡資産の譲渡の日又は買換資産の取得の日のいずれか早い日を含む三月期間（以下の表を参照）の末日の翌日から2か月以内

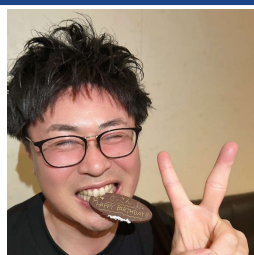
譲渡の日（先行取得の場合は取得の日）	提出期限
1月1日から3月31日まで	5月末日
4月1日から6月30日まで	8月末日
7月1日から9月30日まで	11月末日
10月1日から12月31日まで	翌年2月末日

※令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、令和6年4月1日以後に買換資産の取得をする方が対象となります。①令和6年3月31日以前に譲渡資産の譲渡をした方及び②令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、令和6年3月31日以前に買換資産の取得をした方は届出書の提出は不要です

※法人の買換特例も同様の扱いです。但し、法人は同一年内ではなく、「同一事業年度内」となります。また、三月期間は事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間（最後の3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間）となり、届出書は「特定の資産の買換えの場合の課税の特例の適用に関する届出書」となります

新たな届出書は、同一年内に複数の売買を行い、確定申告時期に複数売買のうち、特例適用可能財産に後付けで特例適用を行うことが趣旨に反すると問題視されていたことへの対応措置とされております。

但し、**実務上は非常に注意が必要**で、従来であれば確定申告時期に選択できていたものが各期日までの届出が必要となり、**顧客との連絡不足などで届出が漏れた場合は適用が不可**となるとご迷惑です。気を付けたいところですね。



先日、友人に誕生日のお祝いをして頂きました！  
6月に42歳を迎えることとなり、本当に年月の速さを感じます。まだまだ若輩者の私ですが、人生の中間地点といわれる年齢を過ぎ、これからどのような目標に向かっていくべきなのかを考えたりするようにもなりました、笑  
年齢は重ねるごとに益々心は若く、元気にいきたいですね！またこの1年が最高だったと言えるよう、励んでいきたいと思っております。